

〈論 説〉

イギリス法におけるプライベート・ ニューサンスの不動産との関連性

— ニューサンスのハラスメント事案への
適用の当否をめぐって —

宮 崎 淳

目 次

- 第1章 はじめに
- 第2章 プライベート・ニューサンスのハラスメント事案への適用
 - 第1節 Khorasandjian 事件の概要
 - 第2節 Khorasandjian 判決の意義
- 第3章 プライベート・ニューサンスの不動産との関連性
 - 第1節 Hunter 事件の概要
 - 第2節 Hunter 事件における貴族院の見解
 - 1 テレビ電波の受信障害について
 - 2 プライベート・ニューサンスの訴権について
 - (1) Goff 卿の見解
 - (2) Hoffmann 卿の見解
 - (3) Cooke 卿の見解
- 第4章 むすびにかえて

第1章 はじめに

プライベート・ニューサンス (private nuisance) とは、土地の利用もしくは享有に対して不当に侵害する条件または行為である¹⁾。ここ数年、イギリス法においてプライベート・ニューサンスの本質にかかわる議論がなされてきた。そのひとつは、プライベート・ニューサンスを不動産 (土地) とは離れて一般的な生活利益の保護法理として適用しうるか否かという問題である。かかる問題の背景には、身体的または精神的疾患に及ばない単なる苦痛をもたらすハラ

メント（不動産とは関係性のない一般的な生活利益の侵害）から被害者を救済する不法行為の類型が、コモン・ローには存在しないという事情がある。

ハラスメントの事案がプライベート・ニューサンス訴訟として提起された典型的な事例は、1993年の Khorasandjian v. Bush 事件²⁾である。控訴院（Court of Appeal）は、本件において、ハラスメントの被害を受けた原告は、母親の住居に合法的に居るのであるからプライベート・ニューサンスに基づいて訴えうると判断した。つまり、原告が母の住居としての不動産上に合法的に存在していれば、原告はその不動産との関連性を有すると解し、ニューサンスの訴えが基礎づけられるというのである。この考え方は、従前より判例が従ってきた見解とは、一線を画する。伝統的な立場によれば、プライベート・ニューサンス訴訟は、不動産に関する権利を有する人によって提起されうると考え、自由土地保有権者（freeholder³⁾）、賃借人（tenant⁴⁾）または排他的占有を伴った立入権者（licensee⁵⁾）のような、不動産に関して排他的占有（exclusive possession）の権利を有している人のみが訴えることができると解されている。そこで、貴族院（House of Lords）は、Khorasandjian 判決で判示された準則を容認し⁷⁾て、原告の不動産との関連性の要件について緩和することを承認するのか、それとも伝統的見解を維持するのかが注目されていた⁸⁾。この問題に応接したのが第3章で詳述する Hunter v. Canary Wharf Ltd. 判決⁹⁾である。

本稿では、まずプライベート・ニューサンスをハラスメントの事案に適用した Khorasandjian 事件を取り上げ、ハラスメントに関する事案がどのようにニューサンス訴訟として主張され、それに対して控訴院がいかに関断したかについて考察する。そして、テレビ電波の受信障害のケースでプライベート・ニューサンスの訴権について判示した Hunter 判決を詳細に検討することによって、ニューサンスのハラスメント事案への適用の当否について考究し、プライベート・ニューサンスの不動産との関連性の問題について解明していきたい。

第2章 プライベート・ニューサンスのハラスメント事案への適用

第1節 Khorasandjian 事件の概要

ハラスメントの事案である Khorasandjian v. Bush 事件にプライベート・ニューサンスの法理を適用しうるか否かという問題は、誰がニューサンスの訴権を有するかという問題であり、¹⁰⁾ニューサンスの本質にかかわる重要な論点である。

プライベート・ニューサンスは、伝統的に不動産に関する利益を保護する不法行為の類型であり、不動産に関する利益を有する者のみはその訴訟を提起することができる¹⁰⁾と解されてきたが、この伝統的準則は、不動産の利用または享有について広く保護が与えられるべきであるとの考えから緩和される傾向にある。しかし、ひとたびニューサンスがこのような制限から完全に解放されるならば、その性質は根本的に変化してしまうことになる。つまり、ニューサンスは不動産に関する利益を保護するものではなく、他人の利益を不合理に侵害する行為について一般的に規制する不法行為という性質を帯びることになるのである。このようにニューサンスの適用を拡大し、その質を転化させることは妥当であろうか。すなわち、ニューサンスを不動産とは関係性のない一般的な生活利益の享有を侵害する場合（ハラスメント等の事案）にまで適用し、それを一般的な生活利益の保護法理として機能させることに合理性があるのか、という大きな問題意識が Khorasandjian 事件の背後に存在すると思われるのである。¹¹⁾

不動産に関する利益を有する者のみプライベート・ニューサンスの訴訟を提起しうるという伝統的準則は、Malone v. Laskey¹²⁾判決をリーディング・ケースとして、後続の諸判決によって判示されてきた。すなわち、原告は不動産の占有（possession）について法的権利を有する必要があるため、不動産賃借人（tenant）はニューサンスの訴権を有するが、訪問者（visitor）や不動産への立入権者（licensee¹³⁾）は訴権を有しないと解されている。

Khorasandjian 判決は、かかる伝統的な見解を批判し、「住居」という新し

い視点から原告の不動産との関連性の問題を検討したものである。

当該判決は、ハラスメントの事案をプライベート・ニューサンス訴訟として提起したケースである。本件の事実の概要は、以下の通りである。原告の女性（18歳）と被告の男性（23歳）は、1990年に知り合い、付き合いはじめたが、まもなく関係は破綻し、原告は被告に二度と会いたくないと告げた。しかし、1991年から92年にかけて被告は、原告を見ると攻撃的に振る舞い、跡をつけては叫んで虐待し、原告を暴力の脅威にさらした。また、被告は、原告の親や祖母の自宅に繰り返し電話をして困惑させた。1992年1月には、被告は原告の思い出の品として保持するため、ハンドバッグを盗み出した。このような原告に対する脅迫や虐待的行為の結果、被告は同年3月に逮捕された（後に条件付きで釈放）。さらに同年5月には、被告は原告を殺すと脅迫したため約6週間、収監された。電話によるハラスメントについては、1984年電気通信法（Telecommunication Act 1984）に基づいて起訴され、有罪判決（罰金）が下されている。これらの刑事上の訴追にもかかわらず、被告の攻撃的な振る舞いが止むことはなく、電話によるハラスメントも継続してなされたのである。

かかる状況において、1992年5月、原告は、被告に対して次のような中間的インジャンクション（interlocutory injunction）を得た。すなわち、原告に対するハラスメントまたは侵害行為ならびに原告の両親の住所または原告が居住しうる他の住所から200ヤード以内に立入ることを禁じたのである。ところが、被告がこれに違反したため、原告は被告を収監する申立てをした。

1992年7月、Barnet 県裁判所（County Court）の Stockdale 裁判官は、原告の申立てを退け、被告が原告に対して暴力を行使したり、ハラスメントをなしたり、いかなる方法においても連絡をとることを禁止する中間的インジャンクションをあらためて命じた。これに対して、被告は、当該インジャンクションによって禁止された行為は、法が不法行為と認めているわけではないうえ、インジャンクションは原告の法的権利を保護するためにのみ付与されるのであるから、裁判官はかかる行為を禁ずる権限を有しない、と主張し、上訴したのである。

控訴院裁判所の Dillon および Rose 両裁判官は、原告の主張を容認して、被告の上訴を棄却した。¹⁴⁾

Dillon 控訴院裁判官は、ニューサンスの訴権についての伝統的見解を批判して、以下のように論じる。

「私の考えによれば、現代において、ある人に対して嫌がらせの電話を執拗にしてハラスメントを故意に行った者は、電話の受取人がそれを受取ったところの不動産について自由土地保有権 (freehold) または不動産賃借権 (leasehold) に関する利益を偶然に有する場合にのみ、民事裁判所に訴えられ¹⁵⁾うるとする法があるならば、それは滑稽なことである。」

このあと、同裁判官は、プライベート・ニューサンスの起源およびその本質について、次のように説述する。

「本事案についての訴訟として提起されたプライベート・ニューサンスという不法行為が、不動産の利用もしくは享有に関連する私的財産または財産権を保護するために当初は発展させられたということは、歴史的に間違いのないことであると理解している。Clerk & Lindsell on Torts 16th (1989) 1354 頁 24-01 パラグラフにおいて、『ニューサンスの本質は、土地の利用もしくは享有に対して不当に侵害する条件または行為である』と論述¹⁶⁾されている。」

そして、Dillon 裁判官は、1976 年にカナダのアルバータ州高位裁判所上訴部 (the Appellate Division of the Alberta Supreme Court) によって下された Motherwell v. Motherwell¹⁷⁾ 判決を引用する。すなわち、

「結局、Malone v. Laskey 判決の存在にもかかわらず、[カナダのアルバータ州高位] 裁判所は、[住居の] 所有者の妻は夫婦の住居 (matrimonial home) への電話によるハラスメントを制止する権利も有していると判示したのである。当該裁判所の判決を下した Clement 上訴裁判官は、78 頁において次のように論述した。すなわち、

『ここに夫婦の住居でハラスメントを受けた一人の妻が存在する。彼女は、自分の夫や子供たちと一緒にそこで暮らす地位、つまり権利を有するのである。夫婦の住居における妻の現実の占有はニューサンスの訴えを提起するには十分ではないと考えることは不合理であると思われる。私の見解によれば、彼女は、夫つまり [被告の] 兄と同様な法的救済を受け¹⁸⁾る権限を有するのである。』

さらに続けて、Dillon 裁判官は、Motherwell 判決を支持して、次のように論説する。

「私は、謹んで同意を示し、そして、私の判断において本裁判所に同様のアプローチを採用する権限を与えるのである。当裁判所は変化した社会の諸事情に照らして初期の判決についてときとして再考しなければならない。(中略) [住居の] 所有者の妻に対して電話によるハラスメントに関する訴えを提起する権限が与えられるならば、両親と一緒に住居で生活している子供に対して、なぜ同様のことが当てはまるべきではないのか、私には理解できないのである。¹⁹⁾」

つまり、Dillon 裁判官は、Motherwell 判決を理論的な根拠として、住居の所有者の妻に対して訴権を認めているのであるから、親の住居で一緒に生活している子供に対して訴権を認めないのは筋が通らないと論を展開するのである。

最後に、同裁判官は、「電話によるハラスメントは、原告が合法的に存在する (lawfully present) 財産についての通常かつ合理的な利用および享有に対する訴えうる侵害である²⁰⁾」と述べ、ニューサンス法の視座から電話によるハラスメントの性質について説示する。すなわち、電話によるハラスメントは、原告が不動産上に合法的に存在していれば、その不動産との関連性があると解し、プライベート・ニューサンスを構成すると論及したのである。要するに、Motherwell 事件の事案のように原告が住居としての不動産の所有者と同居していなくても、不動産上に合法的に存在しているだけでニューサンスの訴権を有すると捉え、訴権を有する者の範囲を拡大したと理解できるのである。

他方、Gibson 控訴院裁判官は、当該論点について、以下の通り異論を述べ、伝統的立場を踏襲する。

「私は、不動産に関する利益を有しない者または不動産を占有する権利を有しない者に対してプライベート・ニューサンスの訴えを提起することを許容した先例は存在しないと認識している。ニューサンス訴訟の目的が不動産の利用および享有についての権利を保護することにあるとするならば(中略)、単なる立入権者 (licensee) またはこのような権利を有しない者がプライベート・ニューサンスの訴えを提起しうると解することは、原則として間違っていると考えられるのである。²¹⁾」

Gibson 裁判官は、ニューサンス法の起点に立ち返り、「ニューサンス訴訟の目的が不動産の利用および享有についての権利を保護する」ことにあるから、不動産に関する権利を有しない者はニューサンス訴訟を提起することはできないと伝統的見解を支持し、被告の上訴を認容したのである。

第2節 Khorasandjian 判決の意義

当該事案のような電話によるハラスメントの場合において、訴訟当事者の一方が配偶者または同棲者 (cohabiters) であるならば、家庭内暴力および婚姻手続法 (Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976) が適用され、裁判所はハラスメントに対してインジャンクションを許与する権限を有することになる。しかし、本件の両当事者は単なる友人同士であって、同棲の事実も存在しないため、同法を適用することはできない。このような状況において原告の法的救済が認められるためには、原告が被告の行為について法的に訴訟を基礎づけるに足るものであることを立証しなければならない。電話の頻繁なコールによって原告を困惑させることは、概して刑法上の犯罪である脅迫 (assault) とはならない。それは、原告に対して身体的危害の脅威を与えるわけではないからである。一方、被告の行為が不動産の利用または享有に対する侵害を伴う場合には、コモン・ローのプライベート・ニューサンスに基づいて救済される余地が出てくる。しかしながら、伝統的見解によればプライベート・ニューサンスが成立するためには、原告は不動産について法的利益を有しなければならない。かかる準則を当該事案について厳格に適用するならば、ハラスメントを制止するインジャンクションは認容されないことになろう。そこで控訴院は、このような結果を回避し原告をハラスメントから救済するために、ニューサンスの訴権についての伝統的見解を覆し、不動産に関する権利を有しない者にも訴権を与えたのである。²²⁾

Dillon 裁判官は、プライベート・ニューサンスの伝統的見解に従うならば、原告を保護できなくなり不合理な結果をもたらすことになる」と論及し、指導的判例である Malone 判決に依拠するのではなく、夫婦の住居を所有する者の妻は電話によるハラスメントを制止する権利を有すると判示した、カナダの

Motherwell 判決を引用し、本件における原告は母親の住居としての不動産上に居る子供であるから、Motherwell 判決の示した準則を拡大解釈して、かかる子供を保護すべきであると導出した。これに反して、Gibson 裁判官が異議を唱え、ニューサンス訴訟については不動産に関して排他的占有を有する者が提起しうるとする伝統的見解を支持し、結果として原告を救済しなかった点を見逃してはならない。

本判決は、現在のイギリス法においてハラスメントに対応する不法行為の類型は存在しないと控訴院が判示した Patel v. Patel 判決²³⁾を再考し、プライベート・ニューサンスを根拠としてハラスメントに対する法的保護²⁴⁾を認めた点において、注目された判決である²⁵⁾。つまり、ハラスメント（不動産とは関係性のない一般的な生活利益の侵害）の事案に対してプライベート・ニューサンスの法理²⁶⁾を拡大して適用することによって、被害者を救済したのである。ニューサンスの訴権の視点からみれば、訴権を有する者の範囲について不動産に関する権利を有している者に限るのではなく、合法的に不動産上に居る者にまで拡張して解釈したと言えよう²⁷⁾。しかし、当該判決の示した伝統的な要件の緩和が、プライベート・ニューサンスの本質に照らして妥当であるか否かについては、大きな問題となってきた²⁸⁾。次の章で扱う Hunter 判決は、かかる問題について貴族院が接応したものである。

第3章 プライベート・ニューサンスの不動産との関連性

第1節 Hunter 事件の概要

Hunter 事件は、テレビ電波の受信障害がプライベート・ニューサンスにあたると主張する訴え（Hunter v. Canary Wharf Ltd.：以下では、電波障害訴訟と呼ぶ）と、道路の建設現場からの過剰な粉塵によって損害を被った住民がプライベート・ニューサンスによって救済されるとする訴え（Hunter v. London Docklands Development Corporation：以下では、粉塵訴訟と呼ぶ）の2つの訴訟から構成されている。

電波障害訴訟に関する事実の概要は、以下の通りである。原告は、都市開発地域および企業地区として環境大臣によって指定された、ロンドン・ドックランズ地域に居住していた。被告が、企業地区を管轄する当局から特別に与えられた計画の認可に基づいて、高さ 250 メートル、縦横 50 メートルを超える大きさのカナリー埠頭タワー (Canary Wharf Tower) を建設したところ、原告の住居においてテレビ電波の受信障害が生じた。当該地域のテレビ電波の送信源は、クリスタル・パレスにある BBC の送信機である。そこで、原告は、カナリー埠頭タワーがクリスタル・パレスからのテレビ電波信号を遮断し、受信障害を生起させていると主張した。当時、すべての原告は、テレビ電波障害のため「影の地域 (the shadow area)」と呼ばれていた、アイル・オブ・ドッグズ (the Isle of Dogs) 地域に居住していた。原告は、当該タワーの建設中の 1989 年に受信障害が始まったと主張したので、その後、この受信障害を解決するため、中継送信機が建設され、1991 年 4 月から稼動するにいたった。そこで、原告は、電波の受信障害はプライベート・ニューサンスを構成するとし、受信障害が生じた期間の電波受信侵害に対する損害賠償を請求したのである。²⁹⁾

一方、粉塵訴訟は、1989 年 11 月から 1993 年 5 月にかけて被告が建設した、ライムハウス・リンク・ロード (Limehouse Link Road) として知られる全長約 1800 メートルの道路の建設によって、限度を超えた粉塵が排出されたため、当該地域に居住していた原告の快適な生活環境が損なわれたとして、ニューサンスおよびネグリジェンスに基づいてその損害の賠償を請求したものである。³⁰⁾

これらの訴訟で争われた論点は、テレビ電波の受信侵害がプライベート・ニューサンスを構成するか否かという点と、プライベート・ニューサンスの訴えには、不動産に関する原告の利益が必要とされるか否か、もしそうであるならば、ニューサンスが成立する要件として不動産に関するいかなる利益が原告に要求されるのかという点である。電波障害訴訟では、前者および後者の両論点が問題となり、粉塵訴訟では、後者の論点が検討された。

電波障害訴訟の第 1 審において、Havery 裁判官は、テレビ電波の受信障害についてプライベート・ニューサンスおよびパブリック・ニューサンスを構成しうるが、プライベート・ニューサンスに基づいて訴訟を提起するためには、原告は不動産に関する利益を有することが必要であり、その不動産について排他

的占有 (exclusive possession) の権利を有しなければならないと判示し、原告の訴えを退けた。粉塵訴訟の第1審においても、同裁判官は、電波障害訴訟と同様に、プライベート・ニューサンスの訴えを提起するには、原告は不動産に関する利益を有することが必要であり、その不動産について排他的占有の権利を有しなければならないと判断して、原告の請求を認めなかった。

控訴院の Pill 裁判官は、電波障害訴訟において、テレビ電波送信機と他人の不動産との間の視界線上の建物の建設または存在を、その不動産の利用および享有の侵害としてプライベート・ニューサンスに基づいて訴えることはできないと判示し、原告の上訴を棄却した。³¹⁾しかし、粉塵訴訟においては、住居としての (as a home) 不動産の現実の占有 (occupation) は、その占有者に対してプライベート・ニューサンスの訴えを可能にするための実質的な関連性 (substantial link) を十分に提供していると判示して、原告の上訴を認容した。³²⁾

これに対して貴族院は、電波障害訴訟において、隣接地上の建物の建設によって採光、通風または眺望が阻害された場合と同様に、建物の建設によるテレビ電波の受信障害についてもニューサンスは成立しないと論及した。また、プライベート・ニューサンスの訴権については、ニューサンスは不動産に対する不法行為であるから、原告は不動産に関する利益を有しなければならないとして、被告の上訴を容認したのである。以下では、貴族院の見解について詳述する。

第2節 Hunter 事件における貴族院の見解

1 テレビ電波の受信障害について

本判決は、テレビ電波の受信障害がプライベート・ニューサンスを構成するかという問題と、誰がプライベート・ニューサンスの訴えを提起しうるかという問題の2つの大きな論点に言及している。

まずは、テレビ電波の受信障害の問題を考究しよう。

貴族院の裁判官諸卿は、カナリー埠頭タワーの建設によって生起した電波障害についてプライベート・ニューサンスを構成しないと全員一致で判断した。その理由について、Goff 卿を除く4人の裁判官は、隣接地上の建物の建設によって採光、通風、眺望が阻害された場合の控訴院の分析を肯定的に受け止め、こ

の種の侵害がニューサンス法によって救済されないのと同様に、建物建設によるテレビ電波の受信障害も救済に値しないと判示したのである。

これに対して Goff 卿は、テレビ電波障害がニューサンスに該当するか否かという問題について、異なったアプローチを試みる。すなわち、当該問題を扱った 1965 年の Bridlington Relay Ltd. v. Yorkshire Electricity Board 判決³³⁾を取り上げ、本事案との相違を指摘して、以下のように検討する。

「Bridlington Relay Ltd. 事件における問題は、隣接地上の建築物の存在によってのみ生じたのではなく、被告である電力局の活動に起因する電氣的侵害によって惹起されたのであるから、本判決の事案と Bridlington Relay Ltd. 事件のケースとは区別されるべきである。

一般的準則として、現今では必然的に計画管理に関する制度に服するものの、何人も自己が所有する土地に建築物を建設する権限を有するのである。さらに、一般的準則として、自己の土地に建築物を建設する権利は、その建物の存在それ自体が隣人の土地の享有を侵害するという事実によって制限を受けないのである。³⁴⁾」

つまり、土地の所有者は自己の土地に自由に建築物を建設する権利を有しているのであって、その土地に建築物の存在が、隣接する土地の享有を侵害する結果をもたらしたとしてもやむを得ないことであると論及するのである。³⁵⁾

そして、Goff 卿はプライベート・ニューサンスが成立するための要件について、次のように説述する。

「地役権が設定されていない場合に、訴えうるプライベート・ニューサンスを成立させるためには、隣接する建物が単に存在していること以上のものが要求されるのである。実際、原告の土地の享有に対する侵害に関してプライベート・ニューサンスが成立するためには、一般的に被告の土地から発散される何かが生じることが必要であろう。かかる発散は、騒音、粉塵、煙霧、悪臭、振動のような多様な形態となる³⁶⁾。」

すなわち、プライベート・ニューサンスが成立するためには、被告の土地に建築物が存在しているだけでは十分ではなく、そこから発散される何かがなければならぬと述べ、積極的侵害の必要性に論及するのである。

それでは、プライベート・ニューサンスの成立には被告の土地から発散され

る何かの存在を要すると解するならば、一見、そのような発散が存在しないように思われるケースにおいてニューサンスの成立を肯定した、Bank of New Zealand v. Greenwood 判決³⁷⁾をどのように理解すればよいのであろうか。Bank of New Zealand 事件は、被告が所有する建物のベランダのガラス製屋根によって太陽光が反射して、隣接地の建物にその光線が入り、耐え難い眩しさに困惑した原告が、ニューサンスの訴えを提起した事案である。

Goff 卿は、本件の眩しさは、単なる太陽光の反射ではなく、一定の角度で太陽光を偏向させることによって生じ、それは人間の眼には耐えがたいほど明るく、それが隣接の建物に直接進入していると述べたうえで、専門家の意見を取り上げ、ベランダの屋根のガラスは、あたかも多数の鏡のように光を乱反射させ、とても強烈な眩しさとなり、それは極端に見ることを困難にさせたと説明した。そして、同卿は、「このような理由に基づき、当該事案は、隣接地上の建物の単なる存在が問題となった場合とは峻別されうるのである。いずれにしても、被告の土地上の建物が邪魔になって、何かの原告の土地への到達が妨げられたという単なる事実は、一般的に言って本件の目的のためには十分ではない。³⁸⁾」と論述する。

同卿は、ベランダの屋根のガラスが単に受動的に太陽光を反射させたのではなく、多数の鏡を集めたように光を偏向させたという根拠に基づいて、Bank of New Zealand 判決のケースと Hunter 判決の事案を識別して考察すべきであると考へた。そして、隣接地上の建物の存在によって、原告の不動産に何かの到達することが阻害されただけでは、ニューサンスは成立しないと導出したのである。

Goff 卿が、本判決の事案と Bridlington Relay Ltd. 判決および Bank of New Zealand 判決のケースを比較し、ニューサンスが成立する態様を詳細に検討することによって、その成立要件を明らかにしようとした試みは評価されるべきであろう。特に、ニューサンスが成立するためには、被告の土地から発散される何かが存在しなければならず、その土地上の建物の存在によって何かの原告の土地への到達が阻害されただけでは十分ではないと述べ、積極的侵害の必要性に論及した考察は、明快な分析であると思われる。³⁹⁾

2 プライベート・ニューサンスの訴権について

次に、プライベート・ニューサンスの訴権について、つまり誰がプライベート・ニューサンスの訴えを提起することができるかという問題について論究しよう。この問いは、まさに本稿が主題とするプライベート・ニューサンスが成立するためには、原告は不動産とどのような関連性にあるべきか、すなわち訴えの原告は不動産に関するいかなる利益を有することが必要かという論点について検討するものである。以下において、Hunter 判決の多数意見を形成している Goff 卿および Hoffmann 卿の見解、ならびにそれに異議を唱えた Cooke 卿の意見を考察する。⁴⁰⁾

(1) Goff 卿の見解

Goff 卿は、この問題に関して、まずニューサンスの本質的特徴について言及する。すなわち、Newark 教授の古典的論文「ニューサンスの境界 (The Boundaries of Nuisance)⁴¹⁾」を引用し、ニューサンスの本質は「土地に対する不法行為⁴²⁾」であり、「『ニューサンス』という用語は、正確には土地に関する権利の原告による享有に対する侵害となる訴訟を基礎づけるに足る土地の利用者に対してのみ適用されるにすぎないのである。」⁴³⁾と論じる。そして、同卿は、「ニューサンスという不法行為は、不動産に対する原告の権利の享有について定める不法行為のひとつであるから、プライベート・ニューサンスの訴えは、当該不動産の自由土地保有権者もしくは賃借人、または不動産の排他的占有 (exclusive possession) を伴う立入権者 (licensee) のような、その不動産の現実の占有 (actual possession) を有する者によって通常、提起されるであろう。」⁴⁴⁾と具体的に説述する。

さらに Goff 卿は、「不動産に関する権利を有しない者はプライベート・ニューサンスの訴えを提起しえないという準則は、長年にわたり確立されたものとして考えられてきた。本準則については、1907 年の Malone v. Laskey 事件における控訴院の判決を引用するのが通常である。(中略) ニューサンスに関する Malone v. Laskey 事件の判決は、以来、多くの事件で追従されてきた。(中略) しかしながら、最近、Khorasandjian v. Bush 事件において控訴院は、この先例の一連の流れから逸れる判断をした。」⁴⁵⁾と述べ、前章で取り扱った

Khorasandjian 判決の位置づけについて詳細に検証する。

同卿は、Khorasandjian 判決についてカナダのアルバータ州高位裁判所上訴部が下した Motherwell 判決に依拠しているとする。本裁判所は、当該判決において、住居の所有者がプライベート・ニューサンスに基づいて、その住居への電話によるハラスメントを制止するインジャンクションを得ることができるのみならず、住居に関する利益を全く有しない住居所有者の妻（原告）に対しても同様の法的救済が開かれていることを判示した。それ故、同卿は、「夫婦の住居について利益を有しないが、そこに居住している妻は、その住居の享有に対する侵害に関してプライベート・ニューサンスの訴えを提起することができる」とした Motherwell v. Motherwell 判決の根拠⁴⁶⁾について、考察することが必要である。」と述べ、当判決について論究する。

Motherwell 事件の事実の概要は、次の通りである。すなわち、被告は偏執症を患っていたため、義姉と父親の家政婦が自分のことで兄と父親を怒らせていると誤信し、兄および父親の自宅に執拗に過多の電話をし、そこで義姉と父親の家政婦を口汚く罵倒したという事案である。州高位裁判所上訴部の Clement 上訴裁判官は、自宅の自由土地保有権者として兄および父親に対して、被告の行為をプライベート・ニューサンスに基づいて制止するインジャンクションを認定したのみならず、夫の住居に居住しているだけであってそれに関して何らの利益も有しない妻（被告の義姉）についてもインジャンクションを肯認した。つまり、同裁判官は、「ここに夫婦の住居 (matrimonial home) でハラスメントを受けた一人の妻が存在する。彼女は、自分の夫や子供たちと一緒にそこで暮らす地位、つまり権利を有するのである。夫婦の住居における妻の現実の占有 (occupancy) はニューサンスの訴えを提起するには十分ではないと考えることは不合理であると思われる。私の見解によれば、彼女は、夫つまり [被告の] 兄と同様な法的救済を受ける権限⁴⁷⁾を有するのである。」と判示したのである。

Goff 卿は、「この [Motherwell 判決の] 結論は、Foster v. Warblington Urban District Council 事件⁴⁸⁾における控訴院の判決に広く基づいている⁴⁹⁾」と述べ、それは、「Clement 上訴裁判官が [Foster 判決について] 『単に存在している (merely present)』者と『実質的性質としての現実の占有 (occupancy of

a substantial nature)』の状態にある者との区別を確立し、後者の場合には占有者にプライベート・ニューサンスの訴えを提起する権限が与えられると理解した。⁵⁰⁾ からであると言及するのである。

そして、同卿は、次のように論を展開する。すなわち、

「私の意見では、Foster v. Warblington Urban District Council 判決は、配偶者の住居に居住している妻または夫のような単なる立入権者 (licensee) の地位にある人がこのような訴えを提起しうる権限を有するという命題について先例とはならないと思われる。この誤解は、この点に関する Motherwell v. Motherwell 判決の先例としての権威を傷つけるに違いない、と懸念するのである。そして、Khorasandjian v. Bush 事件の控訴院判決が Motherwell v. Motherwell 判決に基づいて判断されている限り、Khorasandjian v. Bush 判決もまた同様にその先例としての権威を損なわれているのである。⁵¹⁾」

つまり、同卿は、Khorasandjian 判決の依拠している判例を遡り、その起点となった Foster 判決についての誤った解釈を指摘し、その解釈に基づいて判断された Motherwell 判決、そして、この Motherwell 判決に基礎を置いて判断された Khorasandjian 判決の不当性を導出しているのである。

さらに、Goff 卿は、Khorasandjian 判決の事案の本質およびその位置づけについて、次のように論述する。

「Khorasandjian v. Bush 判決における自家保有者 (householder) の娘のような原告が、迷惑電話によってハラスメントを受けた場合、その主張の最も重要な点は、虐待またはプライバシーの侵害となるハラスメントを受けたということであって、それを受けたところが母親宅であろうが、夫の自宅であろうが、友人と共に住んでいようが、勤務先であろうが、自動車の中での携帯電話であろうが大した問題ではない。実際に、控訴院がなそうとしたと思われることは、住居でなされるハラスメントに不自然な形で限定されるという点で部分的にしか効果的でない、ハラスメントに関する不法行為を裏口の使用によって創出するために、プライベート・ニューサンス法を利用したことであった。特に当該判決のように採用された手段が控訴院の他の判決と矛盾する場合には、このような利用は法の発展にお

いて満足のいくような方策ではないと、私自身、顧慮するのである。⁵²⁾

また、同卿は、Hunter 事件において控訴院が示したように伝統的立場から一歩踏み出すならば、訴権を有する人の範囲を画定する問題に直面するであろうと警告する。すなわち、「控訴院は、不動産を『住居として (as a home)』占有する者を当該目的のために十分な関連を有していると考え、不動産について『実質的関連 (substantial link)』を有する者という容易には識別しえない範囲を採用した。⁵³⁾」と説示し、具体的には誰がこの範囲に含まれるのであろうか、と疑義を投げかける。夫、妻、子供や同居の親族は比較的簡単に実質的関連を有する者と理解できるが、間借人や同居の看護人のような人までも実質的関連を有する者と解しうるのか否かを判断することは困難である、というのである。そして、同卿は、次のように論及し、不法行為の拡大について否定的な見解を開陳する。

「とにかく、このような [控訴院が判断した] 不法行為の拡大は、ニューサンスを不動産に対する不法行為から人に対する不法行為へと変質させるであろう。そして、そこでは、身体的侵害にまでは及ばない損害についても賠償されうるし、責任の判断基準はネグリジェンスに基づくものではなく、その不動産の利用について隣人間の利益衡量に基づいて判断されるのである。私の意見によれば、これは法を発展させるための許容しうる方策ではないのである。⁵⁴⁾」

上述したように Goff 卿は、本件の控訴院の判決には同意しえない理由として、主に 2 つの根拠を挙げている。第一に、本控訴院判決が引用している Khorasandjian 判決の妥当性について、当該判決が依拠している判例を遡り、その起点となった Foster 判決の誤った解釈を指摘し、それに基づいて判断された Motherwell 判決、そして、この Motherwell 判決に基礎を置いて判断された Khorasandjian 判決は妥当とはいえないと論及した。第二に、控訴院が判示した不動産について「実質的関連」を有する者の具体的な解釈について検討し、訴権を有する人の範囲を画定する定義としては不明確であるため適切ではないと説述した。そして、このような不法行為の拡大は、プライベート・ニューサンスの本質を変化させるため、許容し得ないと結論づけたのである。

(2) Hoffmann 卿の見解

次に、Hoffmann 卿が示した論理の展開を追うことにしよう。

同卿は、ニューサンスの訴権の問題について、「約 20 年前までは、何人も誰が訴えうるかということについて少しも疑問をもたなかったであろう。ニューサンスは地役権 (easements) および採取権 (profits) のような不動産に関する利益を含む、不動産に対する不法行為である。それ故、原告はニューサンスによって影響を受けた不動産に関する利益を有しなければならないのである。⁵⁵⁾」と伝統的な見解を説示する。そして、ニューサンスの訴えを提起するには不動産の排他的占有を必要とすると判示した指導的判例である *Malone v. Laskey* 判決に言及したあとで、ニューサンスは不動産に対する不法行為であるという考え方について、*Khorasandjian v. Bush* 事件における控訴院の判断によって疑義が生じてきているとして、当該判決について検討する。

控訴院は、母親の住居に居る原告に対して、プライベート・ニューサンスに基づいて電話によるハラスメントを制止するインジャンクションを認定した。この判決は、不動産の排他的占有の必要性を示した *Malone* 判決を覆すものであるが、これを否定する理由について、*Dillon* 控訴院裁判官は次のように論述する。

「私の考えによれば、現代において、ある人に対して嫌がらせの電話を執拗にしてハラスメントを故意に行った者は、電話の受取人がそれを受取ったところの不動産について自由土地保有権または不動産賃借権に関する利益を偶然に有する場合にのみ、民事裁判所に訴えられうるとする法があるならば、それは滑稽なことである。⁵⁶⁾」

Hoffmann 卿は、このような理由づけについて、ニューサンス法が提供している救済方法に関して根本的な誤解に基づいていると指摘し、それは、1865 年の *St. Helen's Smelting Co. v. Tipping* ⁵⁷⁾ 判決において Westbury 大法官が説示した重要な区別の間違った適用によって生起していると論及する。すなわち、

「*St. Helen's Smelting Co.* 判決は、ニューサンスについて、収穫物への有毒物質の排出または沈積のような『不動産に対する物質的侵害』をもたらす不法行為と、過度な騒音または悪臭のような『知覚しうる身体的な不快感』をもたらす不法行為に峻別したものとして扱われる何らかの傾向が

あるように思われる。第一の範疇に属する事案では、インジャンクションまたは損害賠償のどちらの方法であれ、法的救済は不動産についての損害の発生に対してなされるものであることは何らの疑いもない。このような事案では、不動産に関する利益を有する者のみが訴えうることは明白である。しかし、第二の範疇に属する事案を不快感に関する訴えまたは原告が受けたもしくは受けそうな身体的な侵害に関する訴えとして考える傾向がある。このような見解に基づけば、不動産に関する原告の利益は当事者適格の条件または侵害に対する訴えの権限を原告に与える出発点以上のものにはならないのである。

Khorasandjian v. Bush 判決の事案を第二の範疇に属するものとするならば、実際には、原告が不動産に関する利益を有することの必要性を正当だと理由づけることは困難であろう。私が引用した Dillon 控訴院裁判官の一節は、雄弁な理由の開陳である。しかしながら、この前提条件は、全く間違っているのである。『知覚しうる身体的な不快感を発生させる』ニューサンスの事案において、その訴えは、人に対して不快感をもたらすためではなく、第一の範疇の事案におけると同様に、不動産に対する侵害をもたらすためなのである。その不動産は『知覚しうる』侵害を受けなかったことは確かであるが、その不動産の有用性 (utility) がニューサンスの存在によって損なわれてきたのである。占有者 (possessor) または現実の占有者 (occupier) に対してインジャンクションの権限が与えられるのは、不動産の有用性に対する不当な脅威から身を守るためであり、彼らに損害賠償の権限が与えられるのは、かかる有用性の減損について救済するためなのである。⁵⁸⁾

要するに、Hoffmann 卿は、St. Helen's Smelting Co. 判決において Westbury 大法官が説示した、ニューサンスを「不動産に対する物質的な侵害」の発生と「知覚しうる身体的な不快感」の発生に識別する解釈について検討し、Khorasandjian 判決のケースを人に対する不快感の発生の事案として解するのではなく、不動産の有用性に対する侵害と理解することにより、原告が不動産に関する利益を必要とする妥当性を導出しているのである。そして、Khorasandjian 事件における控訴院の判断は、結果的には妥当であったとして

も、コモン・ローを現代社会の諸事情に適応させるためには、合理的かつ整合的にそれを発展させる必要があると、次のように論を展開する。

『知覚しうる身体的な不快感の発生』に関するニューサンスは、人に対する不快感の発生に関する別異の不法行為を構成するのではなく、不動産に対する侵害の発生に関する単一の不法行為の一部分にすぎないということが、いったん理解されるならば、原告がその不動産に関してある利益を有しなければならぬという準則は論理的かつ実際に回避しえないものとなるのである。

なぜこの準則が放棄されるべきであるのかという何らかの理由が存在するであろうか。ひとたびニューサンスが不動産に対する不法行為の成立の制限を免れたならば、自らの住居としてその不動産に居住してきたことを原告に要求する、本件の控訴院によって説示されたような妥協によって生じた制限の中には、正当な論理は存在しないように思われるのである。このことは、原告が住居に居ようが居まいが、インジャンクションが申立てられた *Khorasandjian v. Bush* 事件において、控訴院によって認識されていたのである。法が現代社会の諸事情に適応するために必要なことについては、本判決および他の著作において妥当な対処がなされている。しかしながら、コモン・ローの発展は、合理的かつ整合的でなければならない。それは、コモン・ローの原理を曲解すべきではなく、また、欠陥を埋めるための手段として単なる変則を創出すべきでもないのである。⁵⁹⁾

Hoffmann 卿の判決の核心部分は、Westbury 大法官が *St. Helen's Smelting Co.* 判決において説示した、ニューサンスを「不動産に対する物質的な侵害」の発生と「知覚しうる身体的な不快感」の発生に区別する見解についての解釈である。つまり、Westbury 大法官が示した識別について、ニューサンスを「不動産に対する物質的な侵害」の発生に関する不法行為と「知覚しうる身体的な不快感」の発生に関する不法行為に峻別したものと解するのは、誤った解釈であるというのである。もしニューサンスを2種の不法行為に峻別しようと解すると、*Khorasandjian* 判決の事案は「知覚しうる身体的な不快感」の発生のケースに属することとなり、かかる場合に原告に対して不動産に関する利益を要求するのは妥当でない、という解釈を導くことになりうるからである。

したがって、同卿は、ニューサンスはあくまで不動産の利用または享有に対する侵害についての単一の不法行為であるから、Khorasandjian の事案にニューサンスを適用するためには、原告は不動産に関する利益を要すると導出したのである。

さらに、Hoffmann 卿は、Khorasandjian 判決の捉え方について、次のように論述する。

「Khorasandjian v. Bush 判決において認識された欠陥は、現実の身体的または精神的疾患を伴わない苦痛の原因となっている故意によるハラスメント (intentional harassment) に関する不法行為の空白である。(中略) 現今ではハラスメントに関する法は、制定法上の論拠にゆだねられ (1997 年ハラスメント防止法参照)、どのようにコモン・ローが発展しえたかについて考察する必要はない。しかし、現在、熟慮されたように、故意による不法行為 (tort of intention) が、ネグリジェンスに基づく訴訟における単なる苦痛、不便または不快感を賠償から排除するという準則に、何故従うべきであるのかという理由は存在しないと思われる。(中略) それ故、私は、Khorasandjian v. Bush 事件は誤って判決されたとは言わない。しかし、それはニューサンスではなく、故意によるハラスメントに関する事案として解されなければならないのである。⁽⁶⁰⁾」

同卿は、ハラスメントによって身体的または精神的疾患を伴わない単なる苦痛が生じた場合には、ネグリジェンスによって救済されないため不法行為の領域に空白部分が生じていると指摘し、このような場合はニューサンスではなく、故意によるハラスメントの事案として救済すべきであると判示した。つまり、ハラスメントのケースについては、ニューサンスの法理を拡大解釈するのではなく、それを故意による不法行為と解して隙間を埋めるべきであると論及したのである。

(3) Cooke 卿の見解

Cooke 卿は、Hunter 事件の控訴院判決を支持し、他の諸卿とは異なった意見を開陳する。特に、人権保護の観点から Khorasandjian 判決に対する評価が根本的に相違する点は見逃してはならないと思われる。

同卿は、子供もまた住居の快適性への実質的かつ不法な侵害に対して法的救済の権限が与えられるべきであるという、Khorasandjian 事件の控訴院判決ならびにアメリカおよびカナダの判例・学説の見解に同調し、国際的にも子供の個別の利益がますます認識されてきていると述べ、児童の権利に関する国連条約 (The United Nations Convention On the Rights of the Child) を取り上げる。そして、本国連条約 16 条⁶¹⁾において、いかなる児童も住居に対する不法な侵害を受けてはならないし、かかる侵害に対して法の保護を受ける権利を有する旨が規定されているように、コモン・ローの形成にあたって国際的な基準が考慮されたと論述する。また、同卿は、本条文について世界人権宣言 (The Universal Declaration of Human Rights) 12 条ならびに人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約 (The European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms) 8 条からいくつかの文言を採用しているとし、「これらの規定は、部分的に住居 (home) を保護することを意図し、かつニューサンスに対する保護を与えていると解釈されるのである。」⁶²⁾と説述したうえで、「このような保護は、占有または財産権を超えたものとして捉えられる。(中略) また、これは、かかる事案の類型において住居 (residence) をコモン・ロー上の許容しうる根拠として扱うことを擁護する合理的な考察である」⁶³⁾と論及するのである。⁶⁴⁾

このように、Cooke 卿は、子供および住居に関する利益を保護する国際的な動向を提示して、Khorasandjian 事件の控訴院の判断の妥当性を導こうと試みたのち、当該判決について具体的に、次のように説示する。

「Khorasandjian v. Bush 判決において、Dillon および Rose 両控訴院裁判官は、もし [住居の] 所有者の妻が電話によるハラスメントに関して訴える権限を与えられるならば、同様なことが親と一緒に住居で暮らしている子供にも適用されるべきであると判断した。私は [この判断に] 賛成である。執拗な電話は、主要な攻撃目標の者だけではなく、実際に住居の占有者すべてに対してニューサンスを構成しうるものであり、そこに居住している家族の全構成員は住居の快適性 (amenity) への実質的侵害に対して法的に救済される権限を与えられるべきである。住居への継続的電話はニューサンスを構成しうるという考え方は、イングランドおよびカナダ以

外の裁判権において容認されてきた。(中略) 私は、電話によるハラスメントまたは快適性への重大な侵害に関する何らかの他の形態が住居内で発生した場合にはニューサンスの法的救済を否定するいかなる理由も存在しないことは確かであるが、電話または別の方法によるハラスメントが住居外で生じた場合にも訴訟を基礎づけられるべきであると考える傾向を共有するのである。⁶⁵⁾」

Cooke 卿は、電話によるハラスメントまたは他の手段によって住居の快適性が侵害された場合において、住居の所有者に限らず、その住居に居住している家族の全構成員に対して法的救済がなされるべきであるとする一方で、その住居外でなされた場合であったとしてもニューサンスとして訴訟を基礎づけられると判示している。住居の内外を問わずその快適性が侵害された場合には訴えうると解している点で、同卿は、ニューサンスの性質を不動産に対する不法行為から離れて人に対する不法行為に引き寄せて考えているように思われる。

さらに、同卿は、ニューサンスの訴訟を提起するためには不動産との関連性が必要であり、その関連性とは不動産に「居住する」という意味を含有すると、以下のように陳述する。

「その点に関してイギリス法は、現在まで貴族院によって確立されてはこなかったが、プライベート・ニューサンスの訴えを提起するためには、不動産との何らかの関連性が必要であるという考えについて、全面的に賛意を示すのである。この関連性の正確な性質は、『占有する (occupy)』という用語の多義性およびその派生語の故に、定義されずに取り残されてきた。この動詞は、通常の用法においては、コンサイス・オックスフォード辞典 (the Concise Oxford Dictionary) で実際に与えられている最初の意味である『居住する (reside in)』という内容を包含しうることは確かである。⁶⁶⁾」

Cooke 卿の論の展開を追うと、ハラスメントを受けた被害者に法的救済を与えなければならないという要請と、不動産の利用または享有の侵害に関する不法行為であるニューサンスを接合させる作業の困難さが見て取れるのである。すなわち、同卿は、不動産に関する利益を有する者に訴権を付与する伝統的な見解を採用することも可能であり、また住居に居住する全ての者に訴権を与えると解することも可能であると述べ、どちらを選択するかは、結局は法のポリ

シーの問題であると、次のように論説する。

「論理上、1つ以上の答えが与えられうる。住居の快適性への侵害に対する訴権は、不動産に関する利益を有する者および排他的占有を伴う立入権者に限定されるべきであると述べることは、論理的に可能である。また同じように論理的に、その権利は住居に居住する全ての者に付与されうるとすることも可能である。どちらの判断基準が採用されるべきであろうか。すなわち、どちらが支配的原理であるべきかということは、法のポリシー (the policy of the law) の問題である。これは、分析のみによっては解決しえない問題である。分析がなしうることのすべては、他に採りうる選択肢を顕示することである。(中略) なぜ私が尋常ではない表現力を尽くして現代の不法行為研究の第一人者によって擁護された⁶⁷⁾ 選択肢を選ぶかという理由は、それが住居および家庭 (the home and family) に関する広範な⁶⁸⁾ 概念に対してより妥当な効果を付与すると考えるからである。」

同卿は、結局は法のポリシーの問題に帰着すると論じたあとで、住居と家庭という概念についてより妥当な保護が与えられる訴権のあり方を採用し、住居としての不動産に居住する全ての者にニューサンスの訴権があると判断したのである。⁶⁹⁾

第4章 むすびにかえて

プライベート・ニューサンスの訴えの原告は不動産といかなる関連性を要するかという問題は、ハラスメントの被害者をどのような不法行為によって救済するかという課題と絡まって、複雑かつ深刻なものとなった。Khorasandjian 判決は、ハラスメントに対応する不法行為の類型が存在しないうえ、それによって生じる身体的または精神的疾患に至らない単なる苦痛はネグリジェンス等では救済されないため、不動産の利用または享有に対する侵害であるニューサンスを拡大解釈することによって不法行為法の隙間を補充したと考えられる。⁷⁰⁾ ニューサンスの不動産との関連性の問題は、「住居」という概念を交差点としてハラスメントからの救済の問題と交わっている。つまり、住居は、生活の場を

提供するものであり、その住居を基盤として人は生活を営んでいるから、この点において住居を含む不動産に対する不法行為であるニューサンスと生活利益を侵害するハラスメントが重なるのである。Khorasandjian 判決は、人の生活の基盤となる「住居」という概念をニューサンスに取り込んで、ハラスメントの事案における生活利益を保護しようとい図したのである。

Khorasandjian および Hunter 両判決を鳥瞰すると、議論の両極に2つの潮流を見出すことができる。1つは、ニューサンスの性質を不動産の利用または享有に対する侵害と解し、原告の不動産との関連性を厳格に解釈する伝統的な見解であり、もう1つは、従来のニューサンスの枠にとらわれずに、生活利益に対する不合理な侵害から被害者を保護するためにニューサンスの法理を利用しようとする考え方である。前者は、ニューサンスを不動産に対する不法行為と解し、後者はネグリジェンスに近接する、人に対する不法行為に引き寄せて考えていることになる。イギリス法は、ニューサンス訴訟について原告の不動産との関連性の要件を緩和する方向へと伸展してきた。つまり、不動産に対する不法行為という岸から離れて、人に対する不法行為という対岸に引き寄せられてきたと言つてよいであろう。しかし、対岸に到達することを目指してきたわけではない。Khorasandjian 判決では、親の住居としての不動産上に居る子供については当該不動産と関連性があると捉えて、ニューサンスによって保護するという解釈であるし、Hunter 事件の控訴院判決では、住居として不動産を現実に占有する者はニューサンスの訴えを基礎づけるための実質的な関連性を有していると解している。つまり、両判決とも、不動産との関連の必要性を否定しているのではなく、その関連の程度の問題を論じているのである。このような議論の背後には、不動産との関連の必要性を全面的に否定すれば、ニューサンスは質的に転化してしまうという危惧が存在しているように思われる。それ故、Hunter 判決において貴族院は、原告の不動産との関連性について厳格に解することを確認し、伝統的立場を踏襲することを闡明したのである。

さらに議論を複雑にしているのが、Hunter 判決において Cooke 卿が取り上げた国際的な人権に関する規定の考慮である。特に、イギリスでは1998年に人権法 (the Human Rights Act 1998) が制定されたことと、その前年に判決が下された Hunter 判決とは無縁ではないように思われる。以降に登場する、ニュー

サンス法と人権法の交錯を示す諸判決⁷¹⁾の徴候を、Hunter 判決に見出すことができると言っても差し支えないであろう⁷²⁾。本判決は、Cooke 卿が説示するようにヨーロッパ人権条約をはじめとする人権に関する国際的な動向を意識しながらも、不動産とは関係性のない一般的な生活利益の保護に関する要素をあえてニューサンス法に取り込まないことにより、ニューサンスの本質的性質を堅持し、一般的な生活利益の侵害とニューサンスの領域の相異を明確にしたものといえよう⁷³⁾。しかしながら、この相異は、両者が重なるケースを否定するものではない。それは、一般的な生活利益（私生活または家庭生活等）が侵害された場合において、現在では人権法⁷⁴⁾8条等の違反として訴訟を基礎づけることができるが、このときに原告が住居としての不動産に関する利益を有していれば、その利用または享有の侵害としてニューサンスに基づいて訴えることも可能であると理解しうるからである⁷⁵⁾。要するに、一般的な生活利益の保護を射程範囲に入れる人権法の中に、住居（住宅）の尊重という視点からニューサンス法と重畳する領域が存在すると考えられるのである。

注

- 1) *Clerk & Lindsell on Torts* (18th ed., 2000) at 973. See R.A. Buckley, *The Law of Nuisance* (2nd ed., 1996) at 3.
- 2) [1993] Q.B. 727 ; [1993] 3 W.L.R. 476 ; [1993] 3 All E.R. 669.
- 3) 共同所有者 (co-owner) も相互に訴えることができると解されている (Hooper v. Rogers [1975] Ch. 43)。
- 4) Jones v. Chappell (1875) L.R.20 Eq. 539, Burgess v. Woodstock [1955] 4 D.L.R. 615, Vaughan v. Halifax Dartmouth Bridge Commission (1961) 29 D.L.R.(2d) 523.
- 5) Newcastle-under-Lyme v. Wolstanton Ltd. [1947] Ch. 92.
- 6) Malone v. Laskey [1907] 2 K.B. 141. さらに、復帰権者 (Colwell v. St Pancras Borough Council [1904] 1 Ch. 707) や不動産に関する権限はないが排他的占有を有する者 (Foster v. Warblington Urban District Council [1906] 1 K.B. 648, Pemberton v. Southwark London Borough Council [2000] 1 W.L.R. 1672 (CA)) についてもニューサンスの訴権があると解されている。
- 7) 母親の住居としての不動産上に居る者がプライベート・ニューサンスの訴権を有すると解することは、排他的占有を伴わない単なる立入権者についてもニューサンスの訴権を是認することになる。
- 8) Times, April 25, 1997, Independent, May 2, 1997 は、当該問題について判断した Hunter 判決を紹介している。
- 9) [1997] A.C. 655 ; [1997] 2 W.L.R. 684 ; [1997] 2 All E. R. 426.

- 10) 誰がニューサンスの訴えを提起することができるかという問題については、G. Kodilinye, "Standing to Sue in Private Nuisance" (1989) 9 L.S. 284 が詳細である。
- 11) John Wightman "Nuisance — the Environmental Tort? *Hunter v Canary Wharf in the House of Lords*" (1998) 61 M.L.R. 870 は、プライベート・ニューサンスが環境および公共の利益に関する保護の法理として機能しうることを詳細に論及している。
- 12) [1907] 2 K.B. 141.
- 13) 立入権者は、不動産の排他的占有の権利を有しない点で、不動産賃借人と区別される。
- 14) なお、Gibson 裁判官は、伝統的立場を踏襲する異論を述べ、被告の上訴を容認している。
- 15) [1993] Q.B. 727, at 734.
- 16) *Ibid.*
- 17) (1976) 73 D.L.R. (3rd) 62.
- 18) [1993] Q.B. 727, at 735.
- 19) *Ibid.*
- 20) *Ibid.*, at 739, 740.
- 21) *Ibid.*, at 745.
- 22) 矢頭敏也「イギリス法の法典化とコモン・ロー — 特に環境保護に関連して —」早稲田法学 71 巻 4 号 62 頁 (1996) は、控訴院の判断について画期的な判決であると言われている、と指摘する。
- 23) [1988] 2 F.L.R. 179, at 182, per Waterhouse J.
- 24) 控訴院は、1995 年にもハラスメントを不法行為であると判断して、インジャンクションを認容した (*Burris v. Azadani* [1995] 1 W.L.R. 1372)。
- 25) *Times*, February 18, 1993, *Independent*, March 17, 1993 は、Khorasandjian 判決の内容について紹介している。
- 26) 1997 年にハラスメント防止法 (*The Protection from Harassment Act 1997*) が制定されたため、ハラスメントの法的救済をめぐる問題は、現在では収束したと思われる。
- 27) 本判決においては、いかなる基準で不動産上に居る者にまで訴権が拡大されるのかについて明示されなかったため、控訴院は、法的原則の一貫性 (法的安定性) よりも現実に対する救済 (具体的妥当性) を重視した、と指摘されている (佐野隆「イングランドにおける私的ニューサンス法の役割」比較法 36 号 244、245 頁 (1999))。
- 28) Joanne Conaghan, "Case Notes Harassment and the Law of Torts: *Khorasandjian v. Bush*" (1993) vol.1 no.2 *Feminist Legal Studies* 189 は、Khorasandjian 判決について積極的に評価する。すなわち、当該判決について、*Thomas v. N.U.M.* [1986] Ch. 20 判決の延長線上のものとして捉え、ハラスメントに対応する不法行為をプライベート・ニューサンスに基づいて導出し、ニューサンスの訴権についての伝統的な見解を覆した判決であると論述する。一方、Elizabeth Cooke, "A Development in the Tort of Private Nuisance" (1994) 57 M.L.R. 289 は、不法行為の定義および境界について、これらが意味をなさなくなるまで拡大することは妥当ではないと言及し、当該判決のアプローチを慎重に取り扱う態度を示している。
- 29) 当初、この請求は、ニューサンスとネグリジェンスに基づいてなされていたが、後にネ

グリジェンスに基づくものは取り下げられた。

- 30) 原告は、ネグリジェンス、ニューサンスおよび *Rylands v. Fletcher* の準則に基づいて訴えたが、後に、*Rylands v. Fletcher* の準則に基づくものは取り下げられた。
- 31) [1997] A.C. 655, at 666.
- 32) *Ibid.*, at 675.
- 33) [1965] Ch. 436. 本判決において、テレビ電波の受信妨害は純粹に娯楽のための設備に対する侵害であるから、ニューサンスを構成しないと判示された。しかし、いつかテレビ電波を受信することが、通常の自家保有者の財産権の享有として重要な部分を占めると認識されるに至った場合には、その侵害はニューサンスとみなされるべきであるかもしれないと述べ、ニューサンスの成立の可能性を排除しなかった。当該判決に論及したものとして、河野弘矩『テレビ受信環境と法 — 建築物による受信障害紛争 —』36、37頁（一粒社、1983）、同「*Bridlington Relay LTD. v. Yorkshire Electricity Board* (1964) [Chancery Division] — 高圧線によるテレビ電波受信妨害がニューサンスとなるか —」駒澤大学法学部研究紀要 25号 98頁以下（1967）がある。
- 34) [1997] A.C. 655, at 685.
- 35) 地役権を設定している場合はこの限りではない。
- 36) [1997] A.C. 655, at 685.
- 37) [1984] 1 N.Z.L.R. 525.
- 38) [1997] A.C. 655, at 686.
- 39) しかし、この分析によると採光、通風および眺望等に関する妨害についてもニューサンスを構成しないことになるため、Goff 卿の考察の是非をめぐっては、議論の余地があるように思われる。
- 40) Peter Cane, "What a Nuisance!" (1997) 113 L.Q.R. 515 は、ニューサンスの性質について、裁判官諸卿のアプローチを検討し、Hunter 判決の位置づけを試みている。
- 41) 65 L.Q.R. 480.
- 42) *Ibid.*, at 482.
- 43) *Ibid.*, at 489.
- 44) [1997] A.C. 655, at 688.
- 45) *Ibid.*, at 689, 690.
- 46) *Ibid.*, at 691.
- 47) 73 D.L.R. (3rd) 78.
- 48) [1906] 1 K.B. 648.
- 49) [1997] A.C. 655, at 691.
- 50) *Ibid.*
- 51) *Ibid.*
- 52) *Ibid.*, at 691, 692.
- 53) *Ibid.*, at 693.
- 54) *Ibid.*
- 55) *Ibid.*, at 702.
- 56) [1993] Q.B. 727, at 734.

- 57) (1865) 11 H.L.C. 642. 当該判決は、工場地域に隣接する 1300 エーカーの土地を買った原告がそこから 1 マイル半離れた被告の精銅工場からの公害によって土地上の生垣、樹木および低木に損害が生じたとして訴えた事案である。被告は、当該地域には多数の工場および化学製造業が存在しており、原告の請求が認められた場合、工場は操業停止に追い込まれであろうと反論した。当判決において、Westbury 大法官は、次のように判示した。すなわち、
- 「ニューサンスの訴えが不動産に対する物質的な侵害を生起させたという根拠に基づいて提起された場合と、ニューサンスの訴えが知覚しうる身体的な不快感を発生させたという根拠に基づいて提起された場合との相違を明確にすることは、非常に妥当なことであると思われる。後者に関して、すなわち身体的な不快感、享有・平穩・身体的自由に対する侵害および知覚もしくは神経を侵害的に動揺または攪乱させるものは、それらがニューサンスと呼ばれようがそうでなかろうが、疑いなく訴えられたものが実際に発生した場所の状況に大きく依拠するにちがいないのである。(中略) 社会で生活する人々から要求され、隣人の合理的かつ自由な取引に不可避となろう不快感を受忍することについて、不動産の価値に対する知覚的な侵害となる場合の [法的] 効果をこのような状況においては直接的に適用しないであろうと、私は考えるのである。」 ((1865) 11 H.L.C. 642, at 650, 651)
- 58) [1997] A.C. 655, at 705, 706.
- 59) *Ibid.*, at 707.
- 60) *Ibid.*
- 61) 児童の権利に関する国連条約 16 条は、「1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。2 児童は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」と規定する。
- 62) [1997] A.C. 655, at 714.
- 63) *Ibid.*
- 64) プライベート・ニューサンスによって生活利益を保護する理論構成について、Hunter 事件の貴族院判決で Cooke 卿が説示した人権の視点からのアプローチと、Hunter 事件および Khorasandjian 事件の控訴院判決で判示された住居としての不動産の観点からのアプローチは、わが国の環境被害に対する差止請求の法的根拠についての議論を想起させる。
- 65) [1997] A.C. 655, at 714.
- 66) *Ibid.*, at 717.
- 67) Simon Deakin, Angus Johnston and Basil Markesinis, *Markesinis and Deakin's Tort Law* (5th ed., 2003) at 473 は、*Clerk & Lindsell on Torts* (17th ed., 1995) at 910, 911 で主張された見解に対して、Cooke 卿が接応したものであると説述する。
- 68) [1997] A.C. 655, at 717.
- 69) Jane Wright, "Environmental Protection, the Convention and Private Nuisance" *Tort Law and Human Rights* (2001) 183 は、原告の不動産との関連性について 1998 年人権法と矛盾しないことを要すると考え、それを原告の「住居 (home)」との関連性として捉えるべきであると論究し、Cooke 卿の見解を支持する。また、Janet

O'Sullivan "Nuisance in the House of Lords — Normal Service Resumed" [1997] C.L.J. 483 は、妻や子供の地位を尊重するという観点から住居としての不動産の占有があれば不動産との関連性があると解する Cooke 卿の立場について、多数意見と同じくらい明確であると論述する。

70) 現在では、1997年に制定されたハラスメント防止法(the Protection from Harassment Act 1997) および1998年人権法 (the Human Rights Act 1998) を適用することによってかかる苦痛について救済できる余地がある。

71) ニューサンス法と人権法の交錯を示す判決例として、Marcic v. Thames Water Utilities Ltd. [2003] 3 W.L.R. 1603 および Dennis v. Ministry of Defence [2003] Env.L.R. 34 等が挙げられる。

72) 実際、Hunter 事件の粉塵訴訟判決で敗訴した原告は、ヨーロッパ人権条約8条に基づいて住居および家庭生活もしくは私生活について尊重される権利が侵害されたとして、ヨーロッパ人権委員会 (European Commission of Human Rights) に申立てた (Khatun v. United Kingdom (1998) 26 E.H.R.R. CD 212)。当該委員会は、住居について、住居としての不動産に関する利益を有する申立人とかかる利益を有しない申立人との区別は存在しないと述べ、ヨーロッパ人権条約8条1項をすべての申立人に適用すると論じた。そして、「3年間にわたって窓を開けられなかったり、屋外に洗濯物を干せなかったりした事実は、住居および家庭生活もしくは私生活を享有する権利を著しく侵害している。」と判断した (26 E.H.R.R. CD 215)。しかしながら、本委員会は、住居および家庭生活もしくは私生活を享有する申立人の権利と対立する公共の利益について考慮しなければならないと論じたうえで、この申立人の権利と公共の利益を衡量し、当該道路の建設は本地区の発展には不可欠であり重要な公共の利益を実現するものであるから、申立ては認容しえないと結論づけたのである。

73) McKenna v. British Aluminium Ltd. [2002] Env.L.R. 30 において、Neuberger 裁判官は、コモン・ロー上のニューサンスの訴権を誰が有するかに関して、1998年人権法と矛盾しないよう柔軟な対応の必要性について論及している。また、*Clerk & Lindsell on Torts* (3rd supplement to the 18th ed., 2003) at 164 も、原告の不動産との関連性について人権法の観点から再考を要すると論述している。Hunter 判決以降、人権法の制定によってニューサンス法がいかなる影響を受けるかについては重要な論点であるため、今後の動向が注目されている。

74) 人権法8条1項には、「何人も私生活および家庭生活 (private and family life)、住居 (home) ならびに通信 (correspondence) について尊重される権利を有する。」と規定されている。

75) Dennis v. Ministry of Defence [2003] Env.L.R. 34 がその典型である。本件は、英国空軍基地に隣接する不動産の所有者およびその妻が、ハリヤー・ジェット攻撃機の訓練によって生起された騒音について訴えた事案である。飛行訓練は、平日の午後10時または11時頃まで続けられ、その騒音は、建物の振動、会話および思考の中断、子供の涙の減少ならびに著しい恐怖心を生じさせた。不動産所有者は、飛行訓練の騒音によって当該不動産の利用および享有が不合理に侵害されていることを理由に、コモン・ロー上のニューサンスが成立し、かつヨーロッパ人権条約に基づく人権が侵害されていると主張した。さ

らに、不動産所有者の妻もまた、その騒音は人権を侵害していると主張した。高等法院女王座部の Buckley 裁判官は、その騒音について不動産の享有の侵害であり、所在がどこであっても何人も受忍を求められるべきではないと述べ、不動産所有者に対してはコモン・ロー上のニューサンスを構成するとともに人権の侵害にあたり、その妻に対しても人権の侵害となると判示した。しかしながら、飛行訓練は公共の利益のため続行されねばならないという理由により、損害賠償のみが容認されたのである。

【付記】 本稿は、2003 年度創価大学在外研究および特別研究期間制度に基づいて行われた研究の成果の一部である。